

様式第6号（その1）（第7条関係）

令和8年度第1回 入札監視委員会審議概要

（定例会議）

開催日及び場所	令和8年7月27日（月） 上天草市大矢野庁舎 2階庁議室	
出席委員氏名	林美貴、渡辺絵美、森匡史、杉田省吾、川本一夫	
審議対象期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで	
抽出案件	総件数 4件	(備考)
一般競争入札	1件	
指名競争入札	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見、 質問及びそれに対する回答	意見及び質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 の具申の内容	なし	

議事及び質問等	市の回答
(1) 入札及び契約手続の運用状況の報告 ①入札状況報告 (事務局) ・ 令和 7 年度下半期（R 5 ～ R 7 年度別）上天草市発注工事の入札結果の推移（資料 1）にて R 7 年度下半期等における入札結果の推移を報告。 ・ 意見、疑義、質問等なし	
②入札契約方式別発注工事報告 (事務局) ・ 入札契約方式別発注工事総括表（資料 2）にて入札状況を報告。 ・ 意見、疑義、質問等なし	
③指名停止の運用状況 (事務局) ・ 指名停止の運用状況（資料 3）にて状況を報告。 ・ 意見、疑義、質問等なし (委員) ・ A 社の事故だが、施工中に事故があった場合連絡等があるのか。	(事務局) ・ 発注課から連絡がある。 事故等の事実関係は発注課が行い、指名停止となるかどうかを監理課で確認し、指名停止委員会で指名停止にするかどうかを審議、判断する。

(2) 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議 ①抽出結果報告（当番委員による抽出） （事務局） ・上天草市入札監視委員会における審議案件の抽出について（資料4）にて入札方式別の発注件数の割合を考慮した上で、契約額が高く落札率が高かったもの等の抽出理由を報告。	
②抽出事案審議 条件付一般競争入札 <u>5－① 串漁港成合津2号突堤機能保全対策工事</u> （事務局） ・抽出事案説明書に基づき、条件付一般競争入札における参加資格要件等について説明。	
（委員） ・入札状況登録の備考にある「内訳書未確認」とは何か。 （委員） ・入札参加資格確認申請は、最低価格の入札を行った業者のみの資格を確認し、問題なければ落札者とするのか。	（事務局） ・電子入札システムでの開札において、最低価格の入札をした業者の内訳書のみ確認していることから、それ以外の業者の備考欄にはこのように表示される。 （事務局） ・然り
指名競争入札 <u>5－② 市営古園団地1号棟及び2号棟屋根・外壁その他改修工事</u> （事務局） ・抽出事案説明書に基づき、業者選定の考え方等について説明。	

(委員) ・ 18 頁の手持ち工事数の横にあるかっこ内の数字は何か。 (委員) ・ 42 頁と 43 頁は、着工前と竣工後となるのか。写真を見る限り、未完成のように見える。また、40 頁は着工前の写真だろうが、竣工後の写真が欲しい。施工中なら、その写真が欲しい。	(事務局) ・資料に添付をしていないが、別の資料で添付する手持ち工事一覧にある工事の通し番号を記載している。 (事務局) ・ 43 頁の写真は竣工後のものである。施工中のものについては、写真をつけるようにしたい。
指名競争入札 <u>5－③ 田端 1 号函渠設置に伴う仮説函布設工事</u> (事務局) ・ 抽出事案説明書に基づき、業者選定の考え方等について説明。 (委員) ・ 24 頁に失格が 1 者いるが、これは最低制限価格を下回ったからなのか。また、どの時点で公表するものなのか。なお、その理由は？ (委員) ・ 上天草市建設工事最低制限価格制度実施要綱第 7 条で「入札執行責任者は、予定価格を記載した書類に、最低制限基準価格を併記するものとする。」が、これには該当しないということになるのか。	(事務局) ・ 然り。 ・ 公表は入札後に公表することとなっている。理由としては、開札直前にランダム係数を用いて自動的に決定されることから、入札後でなければこちらもわからないため。 (事務局) ・ 入札前の段階で設定する。ただし、開札直前でランダム係数を用いて自動的に最低制限価格が決定されるため、開札後に事後公表となる。

(委員) ・予定価格と最低制限価格は、当初（最初）に設定しておくのか。 (委員) ・２０頁にあるような「入札結果等」はすべて公表されるのか。 (委員) ・納得できないと主張する業者がいれば、きちんと説明できるようになっているのか。 (委員) ・予定価格は公表するが、直接工事費などの予定価格算定の内訳は公表していないので、最低制限価格を業者は正確に出せないということか。 (委員) ・情報公開請求をしてくる者はいないのか。	(事務局) ・予定価格のみ設定し、事前公表している。 (事務局) ・然り。 (事務局) ・然り。 (事務局) ・然り。 (事務局) ・いないが、よくあるのは発注課に対して、次回の算定基礎にするために設計書の開示請求をする業者はいる。
随意契約 <u>５－④ 上天草市防災情報集約システム</u> <u>拡充外整備工事</u> (事務局) ・抽出事案説明書に基づき、業者選定の考え方等について説明。 (委員) ・２８頁の設計金額は、どのように計算しているのか。また、どこが（発注課や熊本県など）計算しているのか。予算額が記載されているが。	(事務局) ・２８頁の予算というのは、あくまでも予算が５,０００万円あり、工事を４,０００万円で施工するという予算状況であり、今回は危機管理防災課と建設課の予算を合わせて

・このシステムを使うとしたら設計できる業者がほかにいるのか。 今回のシステムが独自のものであれば、	1つの工事を発注しているというもの。一括発注で66,341千円の設定となった。(27頁に記載の設計金額)
(委員) ・今回の資料には添付がないが、積算は正確に行われているという認識で良いか。	・設計業務委託B社からの設計に基づいて設計している。
(委員) ・C社しか技術をもっていないとなると、そもそも他の業者は設計できるのか、設計はどのように行うのかが気になる。	(事務局) ・然り。 ・今回は特命随契となるので、発注課で見積を徴取し、積算している。
・このシステム自体は他の業者は使えないが、システムを作るとしたら金額の算定ができる業者はあるということで良いか。	(発注課) ・今回、B社に設計をしてもらった。
(委員) ・このような特命随契を行ったものは、耐用年数が終わる時期などで1から切り替えることはあるのか。	(発注課) ・スタートがすべて同じなら可能かもしれないが、ばらばらであるため、一部の改修時期が来たときには他の会社と併用しないといけなくなるため、費用が膨大になってしまう。 (事務局) ・一気に全部を変えとなると可能と思われるが、現実問題として難しい。

(委員) ・随契で、設計している金額では受けられないと業者から言われたらどうするのか。 (委員) ・ 79 頁と 80 頁について、79 頁は冠水センサーなのか。 ・ 80 頁の写真で、水位が上がってきた場合、機械は水没するのか。 ・ 79 頁のセンサーの位置がボーダーラインとなるのか。 (委員) ・資料の写真、撮影日はわかっているのか。着工前か竣工後なのかわからない。	(事務局) ・ 設計を見直すしかないと思慮。 (発注課) ・ 然り ・ 当該センサーは道路の一番低い場所に設置しており、機械の横にある穴から水を検知すると、防災情報システムに異常を通知することとなっている。 ・ 然り。 (発注課) ・ 次回から日付を入れる。
(3) 二次苦情処理について (事務局) ・ 該当がない旨を報告。	
(委員) ・ 意見、疑義、質問等なし	

審議終了。